

## **【事案Ⅱ-12】入院・手術共済金請求**

・平成 27 年 12 月 21 日 和解成立

### **<事案の概要>**

頸部リンパ節腫大にて入院・手術をし、入院共済金及び手術共済金を受領した後、病変ががんであることが判明したため、がん特約にもとづく入院共済金及び手術共済金を追加請求したところ、入院中に行われた手術は検査目的の手術であり、検査目的の手術は手術共済金の支払対象外であるとして、共済金の返還を求められた。そこで申立人は、本件手術は治療を目的としたものであり、がん特約にもとづいて追加して共済金を支払うべきだとして申立てに及んだもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は、本来支払われるべき額から既払い額を差し引いた入院共済金および手術共済金を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 申立人は、頸部リンパ節腫大の症状のため、平成 25 年 10 月に入院し、翌日に頸部リンパ節摘出術を施行され、その 5 日後に退院した。
- (2) 入院共済金および手術共済金を請求したところ、入院日数 7 日分の入院共済金及び入院日額共済金額の 20 倍の手術共済金が支払われた。
- (3) その後病理組織診断が確定し、悪性リンパ腫であると告知されたため、新たに診断書を取得して、がん特約にもとづいて支払われる入院共済金及び手術共済金と既払い額との差額を請求したところ、入院共済金はがんによる入院として支払われるものの、手術については生検目的のものであるため、本来支払対象外であり、これらを精算した差額を返還してほしいとの通知を受けた。
- (4) しかしながら、本件手術は「検査（生検）」目的のものではなく、「治療」目的のものであると医師が証明している。
- (5) したがって、被申立人は、がん特約にもとづき、7 日の入院についての入院日額共済金額の 2 倍の入院共済金と手術についての入院日額共済金額の 40 倍の手術共済金の合計額から既払い額を差し引いた額を申立人に支払うべきである。

### **<共済団体の主張>**

本件手術は約款・事業規約に定める手術に該当せず、したがって、申立人は被申立人に対し、手術共済金に係る金額を返還せよ、との判断を求める。

- (1) 申立人は、平成 25 年 8 月に「頸部リンパ節腫大」により A 病院を受診し、同年

10月に頸部リンパ節摘出術を施行され、その結果、「悪性リンパ腫」との診断がなされた。

(2) 上記リンパ節摘出術については、平成26年10月の診断書において、「手術の目的」は「治療」となっているものの、経過欄には「生検施行」と記載されている。また、平成26年11月の診断書においては、「手術の目的」は「検査（生検）」となっている。

(3) 「生検」は約款・事業規約の〔用語の説明〕において、「手術」には含まないものとされており、したがって、本件「リンパ節摘出術」は、手術共済金の支払対象とはならない。

### ＜裁定の概要＞

審議において、本件リンパ節摘出術（全摘）については、生検と治療の両者を目的とするものであり、検査のみを目的としたものということとはできないため、約款・事業規約で定義する「手術」に該当すると解釈されるべきものと判断されたことから、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、被申立人が申立人に対して和解金を支払うことで解決を図る旨、両当事者合意し、和解契約書の締結をもって解決とした。